

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

1 自然条件

輪之内町（以下：「本町」）は、岐阜県の南部、濃尾平野の中心に位置し、東は羽島市に、西は養老町に、南は海津市に、北は大垣市及び安八町と接している。東経136度38分20秒、北緯35度16分52秒で、総面積は22.33平方キロメートルである。東の長良川、西の揖斐川の間形成された沖積平野であり、平均標高2.4メートルの北高南低の平坦地である。周囲を輪中堤防で囲まれた、西濃の穀倉地帯となっている。

2 地質条件

沖積層の堆積した濃尾平野の中でも、本町の位置する羽島、大垣付近から下流の輪中地帯では、特に沖積層の堆積が厚くなっており、地盤は軟弱となっている。

3 気象条件

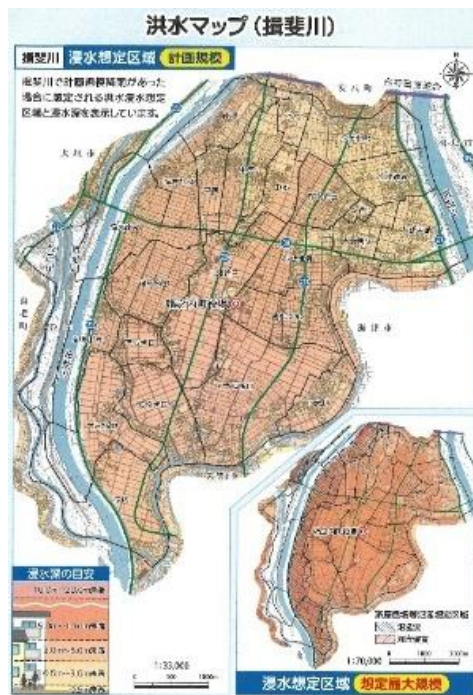
本町は、冬期は北西の季節風の影響を強く受け気温が低下するが、年間平均気温は16度前後と温暖な気候である。

年間平均降雨量は2,095.5mm、特に5～9月に降雨量が多いことが特徴となっている。岐阜県における1時間降水量50mm以上の短時間強雨については、発生回数に有意な変化はみられないが、最近10年間（2011～2020年）の平均年間発生回数は、統計期間の最初の10年間（1979～1988年）と比べて約1.4倍に増えている。

4 災害条件

①洪水

揖斐・長良の二大河川に囲まれる本町では、河川整備により安全性が高まりつつあるとはいえ、常に水害の危険にさらされている。過去において本町は、堤防の決壊、溢水等による浸水の被害を幾度となく受けてきた。近年、堤防や護岸の整備が進み安全が保たれているものの、なお危険箇所があり、十分な警戒を要する。



出典：輪之内町総務危機管理課発行・輪之内町防災マップ

具体的に輪之内町防災マップによると、本町全域において0.5m～10m未満の浸水が想定されており、特に本町の中央部、北東部、南西部において最大10m未満の浸水が予想されている。

②地震

本町は、近年においては、地震による被害を受けていないが、明治24年10月の濃尾地震（マグニチュード8.0）は、美濃地方全域に甚大な被害を与えた。この地震と同程度の地震が再び発生した場合、生活エネルギーの増大化、多様化により種々の災害要因が激増した現状では、激甚な被害の発生が予想される。

また、最近では平成7年の兵庫県南部地震、平成23年の東北地方太平洋沖地震や平成28年の熊本地震、令和6年の能登半島沖地震により大規模災害が発生しており、東海から九州沖を震源域とする南海トラフ巨大地震に関する研究が進められてきた結果、倒壊、火災、津波などによる家屋の喪失、多数の死傷者が出るなど被害が広域にわたって発生する恐れがある。

本町の位置する輪中地帯は地盤が軟弱なため、特に警戒が必要である。具体的に輪之内町揺れやすさマップによると、以下の地震発生が予測されており、町内全域で震度6弱～7が想定されている。



出典：輪之内町総務危機管理課発行・輪之内町防災マップ

●想定される地震

地震のタイプ	マグニチュード (Mw)	想定最大震度 (震度階級)	発生確率 ※3
地殻内地震 ※1 (養老-桑名-四日市断層帯地震)	7.3	7	30年以内 ほぼ0%~0.8%
プレート間地震 ※1 (南海トラフ巨大地震)	9.0	6弱	30年以内 80%程度
輪之内町直下の地震 ※2	6.8	6強	—

※1「平成23～24年度 岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査(岐阜県)をもとに、町が再計算した結果を表示
 ※2「地震防災マップ作成技術資料」に基づき、町が再計算した結果を表示
 ※3「活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧(2025年1月1日での算定)」(地震調査推進本部)より



出典：輪之内町総務危機管理課発行・輪之内町防災マップ

③感染症

新型コロナウイルス感染症のようにワクチン等の予防策や有効な治療方法が開発されていない段階にある感染症を総称して、本計画では「新型ウイルス感染症」としている。

これらは国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、本町においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあり、日常生活においてもこれまでの生活習慣や行動を変えなければならないほどのリスクがある。

④過去の災害

本町域における主な災害は、次のとおりである。

種類	発生年月日	災害名	被害状況等
地震	1891年10月28日	濃尾地震	マグニチュード8.0 震源：本巣郡根尾谷（現本巣市根尾） 町内死者56人、負傷者226人、全壊1,556戸、半壊335戸
	1909年 8月14日	姉川地震	マグニチュード6.9 震源：滋賀県北東部 町内で液状化現象の発生
	1944年12月 7日	東南海地震	マグニチュード8.0 震源：紀伊半島南東沖 西南濃地方を中心に死者13人、全壊900余戸
	1946年12月21日	南海道地震	マグニチュード8.1 震源：潮岬南方沖 西南濃地方を中心に死者14人、全壊586戸
風水害	1959年 9月26日	伊勢湾台風	町内死者1人、負傷者2人、全壊52戸、半壊24戸、 床上浸水42戸、田倒状冠水1,100町歩、畑冠水90町歩
	1961年 6月24日	昭和36年 梅雨前線豪雨	町内低地部に冠水箇所多数

5 社会条件

①人口

本町の人口は、昭和45年の7,469人から一貫して人口増加が続き、平成22年には10,028人（国勢調査）と、40年間で約34パーセントの増加となった。しかし、その後微減傾向となり、現在（令和7年7月1日時点）9,012人となっている。

②土地利用

本町の総面積は22.33平方キロメートルであり、水田を中心とした農用地が12.71平方キロメートルを占めている。近年の土地利用動向をみると、農用地から宅地や道路等公共用地、工業用地への転換が目立ちつつある。

③産業

ア. 農業

令和2年農林業センサスによる総販売農家数は186戸となっている。平成22年から令和2年にかけて10年間で317戸減少しており、総販売農家数は減少傾向にある。

耕地面積は令和2年東海農政局「市町村別統計」において1,120.0haとなっており、減少傾向にある。

イ. 工業

令和元年工業統計による事業所数は47事業所、従業者数2,137人、製造品出荷額等71,472.4百万円となっている。平成21年以降事業所数は増減を繰り返しており、従業者数は増加傾向にある。製造品出荷額等は平成27年に大幅な減少がありましたが、平成28年には増加に転じ、以降は増加傾向にある。

ウ. 商業

令和3年経済センサスによる事業所数は63事業所、従業者780人、年間商品販売額は19,150百万円となっている。事業所数は、平成11年以降減少傾向にあり、従業者数は平成14年以降減少傾向にあり、平成28年に増加に転じたが、令和3年には再び減少している。年間商品販売額は平成14年以降増減を繰り返していますが、最近は減少傾向にある。

④交通

主要な道路は、(国)258号、(主)北方多度線、(主)羽島養老線、(一)安八平田線、(一)安八海津線、(一)今尾大垣線によって道路網を形成している。令和2年4月現在、国道、主要地方道、一般県道においてすべて改良済みとなっており、町道については、一部の区間で未改良となっている。

町内には、計5路線のバスが運行しており、営業路線は、輪之内文化会館から大垣駅前を結ぶ地域間幹線系統である名阪近鉄バス輪之内線、海津市から輪之内町塩喰川西地区を経由して

大垣駅前を結ぶ地域間幹線系統である海津線が運行している。自主運行バスは岐阜羽島駅と輪之内文化会館を結ぶ路線として輪之内羽島線、安八温泉からコミバス今尾を結ぶ路線である南北線、昼間時間帯に町内全域及び一部町外を運行するデマンド型交通である輪之内町デマンドバスが運行している。

(2) 商工業者の状況

	商工業者数	小規模事業者数	立地状況等
農林漁業	18	17	各業種、町内全域に広く分布している。 特に大規模な製造業などにおいては、交通の利便性の良い輪之内町北西・北東部の河川堤防沿いに位置している
建設業	51	48	
製造業	82	64	
電気・ガス・熱供給・水道業	2	2	
運輸業、郵便業	21	16	
卸売業、小売業	75	50	
金融業、保険業	1	1	
不動産業、物品賃貸業	10	7	
学術研究、専門・技術サービス業	6	5	
宿泊業、飲食サービス業	20	17	
生活関連サービス業、娯楽業	23	20	
教育・学習支援業	5	5	
医療、福祉	5	5	
複合サービス業	3	2	
サービス業（他に分類されないもの）	22	10	
合計	344	269	

※出典：令和3年経済センサス

(3) これまでの取組み

1 輪之内町の取組み

- ・輪之内町地域防災計画の策定（令和7年8月6日改定）
- ・防災備品の備蓄
- ・防災士連絡協議会の設立（令和2年7月21日設立）
- ・自主防災組織の育成
- ・自主防災訓練の実施
- ・中学生の防災士養成

2 輪之内町商工会の取組み

- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・事業者BCPの普及と防災、減災意識の啓発
- ・事業者BCP策定支援に係る研修会に参加
- ・商工会のBCP策定
- ・防災備品の整備

II 課題

①事業継続意識の向上と事業者BCP策定

本町の小規模事業者の多くは、限られた経営資源で多様な経営課題に対応せざるを得ないため、自然災害及び新型コロナウイルス感染症などへの対策・準備ができておらず、事業者BCPへの関心が足らず、取組む意欲も十分でない。したがって、まずは事業継続への意識を高める啓発

活動が不可欠で、その上で地域における災害発生リスク、事業所における被害発生リスクを把握し防災・減災に向け事業継続のための事業者BCPを策定していく必要がある。

②商工会職員の支援スキルの習得

輪之内町商工会（以下：「当会」）は、これまで「経営改善普及事業」や「経営発達支援計画事業」を通じて、事業者の経営環境整備や事業収益確保に向けた支援に取り組んできたが、自然災害・新型コロナウイルス感染症発生時に円滑な対応を可能とする事業者の事業継続支援のための知識や経験が乏しく、地域の小規模事業者にとって、有用な事業継続対策を支援していくためには、商工会職員が一定の支援スキルを習得していく必要がある。

③災害発生時の体制強化

当会BCPの策定から間もないこともあり、現時点において自然災害発生時における機能発揮が不安視され、又、当会と本町をはじめとする各関係機関との具体的な連携体制が整備されておらず、発災時における商工会活動の早期復旧、及び、関係機関との情報共有を図ることができるよう体制づくりが必要である。

Ⅲ 目標

自然災害・新型コロナウイルス感染症等の発生時においても、事業運営への影響を最小限に止め、事業継続を実現できる小規模事業者を数多く創出することで、地域経済と雇用維持の安定を目指す。

その実現に向け、発災前においては、事業継続に資する事業者BCPの必要性の周知と策定支援を強化するため、事業者BCPセミナー等を通じて、事業者BCP作成にかかる支援を実施する。

また、発災後においては、迅速な商工会活動の復旧と関係機関との連携体制の構築を図る。

①事業継続意識の向上と事業者BCP策定

巡回・窓口指導を通じて事業活動に影響を与える自然災害・新型コロナウイルス感染症等のリスクを周知し、事前対策への意識を醸成するとともに、専門家との連携を図りながら事業所の立地や経営状況など個社の環境に則した事業者BCPの策定を支援する。

（目標件数）

- ・事業継続に関する巡回指導件数 : 年10件
- ・事業者BCP策定セミナーの開催 : 年1回
- ・事業者BCP策定支援事業者数 : 年2事業者
- ・事業者BCP策定事業者数 : 年1事業者

②商工会職員の支援スキルの向上

事業者BCP策定の推進にあたって必要となる一定のスキルを習得するため、岐阜県商工会連合会が開催する研修会に参加し体系的な知識を得るとともに、専門家との支援連携時において具体的な策定支援の手法を身に付ける。あわせて、定期開催する職員会議において支援ノウハウを共有していく。

③災害発生時の体制強化

災害発生時において商工会活動の一刻も早い再開に向け、商工会自身のBCPの確実な運用がなされるよう、定期的な訓練実施と計画内容のブラッシュアップに取り組む。

また、当会と本町をはじめとする各関係機関とが、被災状況や発生後対応に関する情報を共有できるよう、緊急時における具体的な連携体制を整備する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間
令和8年4月1日～令和13年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容
当会と本町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

①啓発活動

(自然災害に対する啓発活動)

- ・巡回指導時等に、「輪之内町防災マップ」等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクを周知するとともに事前対策の必要性を訴える。
- ・定期的に発行する会報誌において、国の施策やリスク対策の必要性、損害保険の概要を紹介する。また、ポスター・チラシ等の普及ツールを活用し、窓口相談時等においても普及を図る。
- ・商工会青年部、女性部など各種団体活動において、事業者BCP策定や訓練等の取組み事例を紹介する。

(感染症に対する啓発活動)

- ・職員による巡回指導時に新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を会報誌に掲載し紹介する。
- ・商工会青年部、女性部等の活動において事業者BCP策定や訓練等の取組み事例を紹介する。

②事業者BCP策定支援

- ・事業継続力強化計画を事業者BCP作成の入口として位置付け、認定制度の情報を普及し計画策定へと繋げる。
- ・事業継続力強化計画を策定した事業者を主な対象として、事業者BCPの策定による実効性のある取組みの推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・必要に応じて、岐阜県商工会連合会の事業継続力強化支援事業の専門家派遣制度を活用し、十分な知見を有する専門家からの助言を受けながら策定支援を進める。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和2年に事業継続計画（初版）を作成し、令和7年4月に改版（第4版）した。今後は自然災害発生時に確実な運用がなされるよう、年1度の定期的な訓練実施と内容のブラッシュアップを行っていく。

3) 関係団体との連携

- ・岐阜県商工会連合会の共済担当課と連携を図り、福祉共済、火災共済、ビジネス総合保険など自然災害リスクへの備えとなる各種保険制度の情報を提供するとともに共済加入相談に対応する。
- ・海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、安八町の各商工会と定期的に関係する経営指導員会議などにおいて、啓発活動・策定支援・フォローアップなど各種支援の取組み状況や事例の情報交換を行う。

4) フォローアップ

- ・普及啓発をしたものの、事業者BCPを策定していない事業者については、再度巡回等でリスク周知及び事前対策実施の必要性を訴えていき、事業者BCPの策定へとつなげていく。
- ・策定した事業者BCPのフォローとして、定期的に取り組状況や訓練実施を確認するとともに、必要に応じて専門家を招き計画の見直しや助言を行う。
- ・当会と本町により、本計画の状況確認や改善点等について、年1回協議し情報共有する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード6.0の地震）が発生したと仮定し、本町との連絡ルートの確認等を行う。（訓練は年1回実施する。）

< 2. 発生後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対応の実施可否の確認

①自然災害の際の対応

- ・発災後1時間以内に、安否確認リストを基にSNSにより職員の安否確認を行う。
- ・事務所建物の損壊状況、ライフラインの状況（電気、ガス、水道、通信など）、周辺道路や家屋の被害状況について確認する。
- ・発災当日中に、当会事務所及び周辺道路の被害状況を当会と本町で共有する。

②感染症の際の対応

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事務所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ・感染症の流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合には、国・自治体による「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」に基づき、感染症対策を行う。

2) 応急対応の方針決定

- ・当会と本町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等応急対応ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。
- ・本計画により、当会と本町は以下の間隔で被害情報等を共有する。（必要に応じて随時行う）

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	3日に1回共有する
1ヶ月以降	1週間に1回共有する

< 被害規模の目安は以下を想定 >

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡がとれない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。

	・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

・連絡先窓口

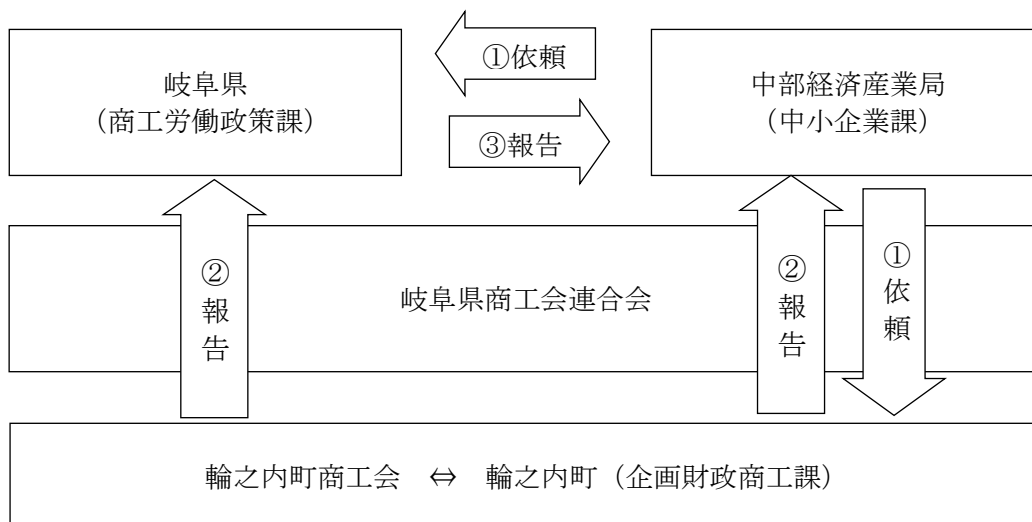
団体名	連絡窓口	
	第1順位	第2順位
輪之内町	企画財政商工課長	企画財政商工課課長補佐
輪之内町商工会	事務局長	法定経営指導員

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

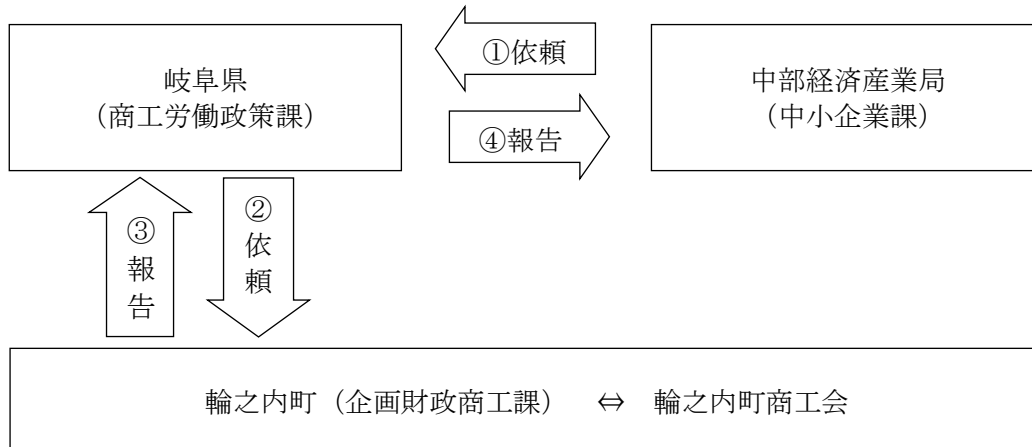
- ・自然災害等発生時に、地区内小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と本町が共有した情報を、岐阜県の指定する方法にて、当会又は本町より県商工労働政策課へ報告する。

< 被害情報の流れ >

(初動対応)



(被害実態の把握)



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、本町と相談する（当会は、国等の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、町の施策）について、地区内小規模事業者へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

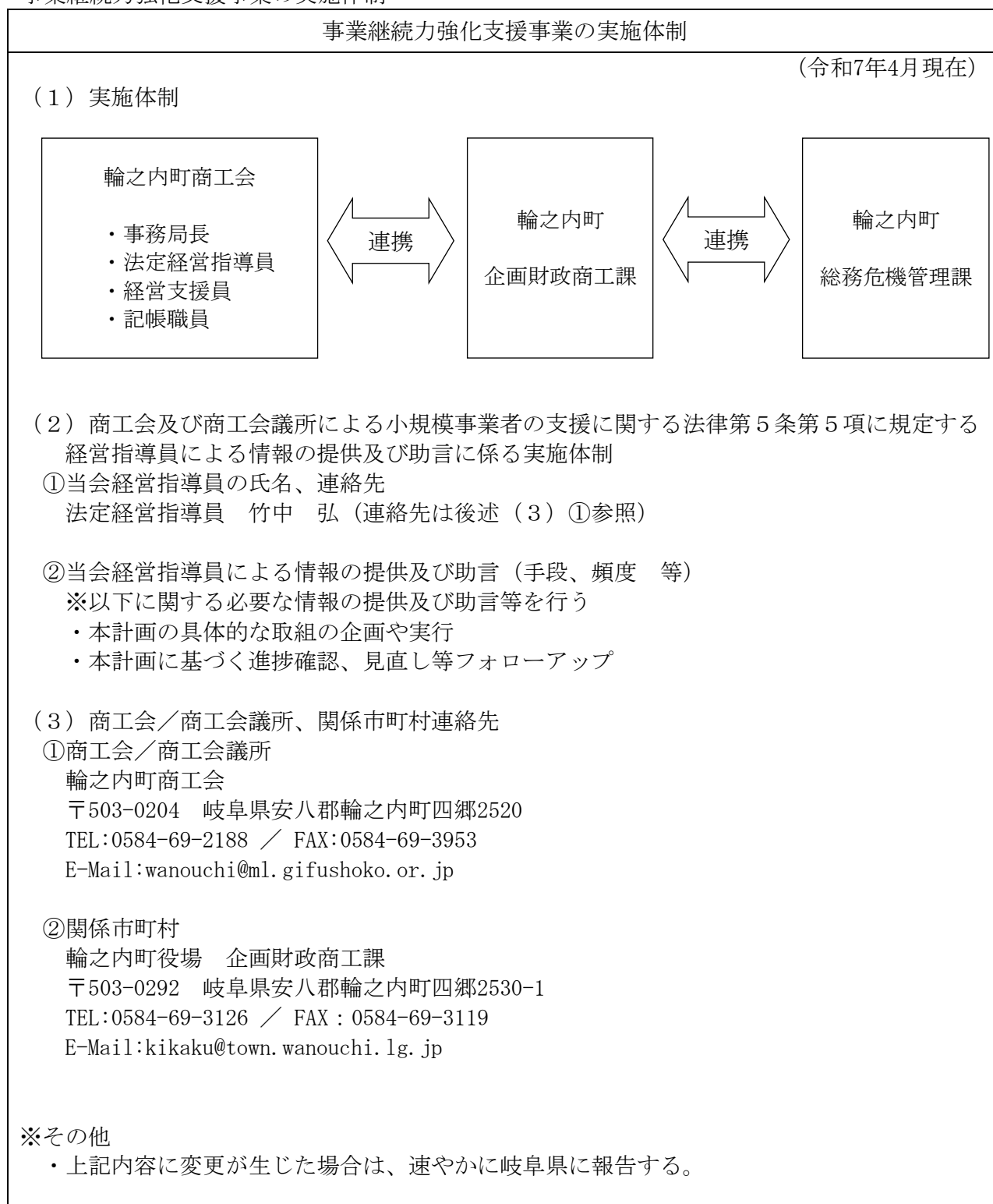
- ・県の方針にしたがって、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県連合会（県等）に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	100	100	100	100	100
1. 普及・啓発費 ポスター、チラシ印刷費	30	30	30	30	30
2. 個社支援・専門家派遣費 専門家謝金、旅費	60	60	60	60	60
3. 関係団体等との協議への 出席旅費	10	10	10	10	10

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入など

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等